

## 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した皆様へ

- 65歳以上の方で以下に該当する場合は、申請いただくことで介護保険料が減額又は免除となります。

対象となる方	減免金額
同一世帯の主たる生計維持者がお亡くなりになったり、重篤な傷病を負った場合	<u>全額免除</u>
同一世帯の主たる生計維持者の事業収入等(※)の減少が見込まれ、次の①と②の両方に該当する場合  ① 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上  ② 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下  ※事業収入等…事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入	<u>一部免除</u>  前年の合計所得金額の区分などに応じた減免割合を乗じて得た額が <u>減額</u> されます。 主たる生計維持者の事業等が廃止、又は失業した場合も <u>減額</u> されます。

- この減免の取扱いは令和3年3月末までです。

- 減免となる介護保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(年金からの特別徴収の場合には特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものが対象となります。